

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇条例 鳥取県税条例の一部改正

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年四月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(人格のない社団等に対する本節の規定の適用等)

第十一条の二 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの(以下本節中「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

2 法第九条第二項又は第十条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、人格のない社団等が納期限までに徴収金を完納しない場合において、払戻又は分配をした財産(当該徴収金の納期限の二年前までに払戻又は分配をしたものを除く。)があるときは、当該人格のない社団等について、滞納処分をしてもなおその徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金が徴収できないと認められる場合に限り、その払戻又は分配を受けた財産の価額を限度として、当該払戻又は分配を受けた者に当該徴収金を納付させ、又は納入させるものとする。

第二十九条第一項第四号中「管理人の定のあるもの」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、第二項として

次のように加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、且つ、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項において法人とみなされるものは、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第三十条を次のように改める。

(所得割の課税総額)

第三十条 県民税の所得割の課税総額は、所得税額の合

計額に百分の八を乗じた額とする。

2 前項の所得税額の合計額は、次の各号に掲げる所得税額の種類に応じ、当該各号に定める算式によつて算定した額の合算額とする。

1 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十一条、第二十三条の二、第二十四条の二、第三十条及び第三十二条の規定によつて納付すべき所得税額並びに同法第四十七条の規定によつて徴収すべき所得税額(以下「申告分に係る所得税額」という。)

(当該年度の初日の属する年の3月31日現在において当該年度の初日に係る前年の前々年の源泉分に係る所得税額として県内の脱税額が決定した徴収決定済額の合計額)

(当該年度の前年度における市町村の市町村民税の所得割の算定に用いられた所得税額の合計額)

二 所得税法第三十八条又は第三十八条の二の規定によつて納付すべき所得税額(以下「源泉分に係る所得税額」という。)

(当該年度の初日の属する年の3月31日現在において当該年度の初日に係る前年の前々年の源泉分に係る所得税額として県内の脱税額が決定した徴収決定済額の合計額)

(当該年度の前年度における市町村の市町村民税の所得割の算定に用いられた所得税額の合計額)

第三十一条第一項を次のように改める。

第三十一条 市町村に配賦すべき所得割の課税総額は、次の算式によつて算定した額とする。

$$\begin{aligned}
 & \left( \begin{array}{l} \text{前条第2項第1号} \\ \text{の申告分に係る所} \\ \text{得税額の合計額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{当該年度の初日における} \\ \text{市町村民税の所得割の} \\ \text{基準財政収入額のうち} \\ \text{源泉分に係るもの} \\ \text{の額} \end{array} \right) \\
 & + \left( \begin{array}{l} \text{前条第2項第2号} \\ \text{の源泉分に係る所} \\ \text{得税額の合計額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{当該年度の初日における} \\ \text{市町村民税の所得割の} \\ \text{基準財政収入額のうち} \\ \text{源泉分に係るもの} \\ \text{の額} \end{array} \right) \\
 & \left( \begin{array}{l} \text{当該年度の} \\ \text{所得割の課} \\ \text{税総額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{前条第2項の所得税額の合計額} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

第三十三条第四項中「町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)第十四条」を「新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二十二条」に改める。

第四十六条第一項中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、且つ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事

業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十九条第一項中「法第七十二条第五項」を「法第七十二条第七項」に改め、同条第二項中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削る。

第五十条第一項第一号中「地方鉄道事業、軌道事業、」及び「(第四十七条の規定の適用を受ける地方鉄道事業

及び軌道事業を除く。)を削り、同条同項第二号及び第三号を次のように改め、同条同項第五号中「法第七十二条第五項」を「法第七十二条第七項」に改める。

二 その他の事業を行う法人

特別法人

所得及び清算所得の百分の八

その他の法人 所得のうち年五十万円以下の金額の

百分の八

所得のうち年五十万円をこえる年百万円以

下の金額の百分の十

所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の

百分の十二

三 第一種事業を行う個人

所得から法第七十二条の二十一に規定する額を控除

した金額(以下「課税所得金額」という。)のうち

年五十万円以下の金額の百分の六

課税所得金額のうち年五十万円をこえる金額の百分

の八

第五十八条第一号中「(昭和二十八年法律第二十七号)」を削り、「租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)」

第七條の六」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十一条から第二十三条まで」に改め、同条第二号中「法律第七十二条第六項」を「法第七十二条第七項」に改め、同条第四号中「第九条第三号」を「第九条第一項第三号」に改める。

第一百十條第五号中「トレラー一年額二千七百円」を「

トレラー けん引車年額二千七百円、

被けん引車年額五千四百円」に、

「トレラー 年額三千七百円」を

「トレラー けん引車年額三千七百円、

被けん引車年額六千九百円」

第一百七條第二項中「前条第一項及び第二項」を「第

百九條の二及び第百十六條」に、「前条第三項」を「前

条第一項」に改める。

第二百二十九條中「法第三百四十九條の四に規定する大

規模の償却資産(以下「大規模償却資産」という。)」

を「法第三百四十九條の四及び第三百四十九條の五に規

定する大規模の償却資産(以下「大規模償却資産」とい

う。)」に改める。

第三百三十二條の次に次の一条を加える。

(固定資産税の徴収の方法等)

第三百三十二條の二 固定資産税の徴収については、普通

徴収の方法による。

2 法第七百四十五條第一項の規定において準用する法

第三百六十四條第三項の規定に該当する大規模の償却

資産にあつては、法第三百八十九條第一項に規定する

通知が行われる日までの間に到来する納期において徴

収すべき固定資産税について、当該大規模の償却資産

に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格を課

税標準として仮に算定した額の二分の一に相当する額

の固定資産税を徴収する。

第三百三十七條第二項中「炭化水素油」の下に「(自動

車の内燃機関の用に供することができる」と認められる炭

化水素油で施行令第五十六條の二に規定する規格を有す

る炭化水素油を除く。)」を加え、同条に次の二項を加

える。

3 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外

の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ

当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びそ

の数量その他知事において必要があると認める事項を

記載した第三十五号様式による届出書を知事に提出し

なければならぬ。但し、当該炭化水素油の製造が緊

急を要する場合においては、事後に届出をすることが

できる。

4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者

は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量

その他必要な事項を記載した施行令第五十六條の二第

一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を

受けなければならない。

第四百十條中「六千円」を「八千円」に改める。

第四百十一條に次の一項を加える。

2 法第七百條の十六第三項又は法第七百條の十九第四

項の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴

収については、普通徴収の方法による。

第四百十五條中「第四百十一條但書」を「第四百十一條

第一項但書」に改める。

第五十條第二項中「軽油に対応する部分の金額」を「軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金」に

改める。

第三十四号様式の次に次の一様式を加える。

第三十五号様式

軽油以外の炭化水素油製造届出書			
特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称			
営業所の所在地			
営業所の代表者氏名及び電話番号	局(番)		
炭化水素油製造しようとする	種類		
	規格		
	用途		
	数量	立	
製造年月日			
使用しようとする軽油等	軽油	種類	
		数量	立
	軽油以外のもの	種類	
		数量	立
		種類	
		数量	立
鳥取県税条例第百三十七条第三項の規定により上記のとおり届出します			
昭和 年 月 日			
氏名(名称) ㊟			
鳥取県知事 氏 名 殿			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十二年四月十一日から施行する。(新条例の適用区分)

2 この条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の県民税に関する部分は昭和三十三年四月一日の属する事業年度並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割(清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。)及びこれと合算して課する均等割から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十三年四月一日の属する事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業

税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。)から、その他の部分は昭和三十三年度分の県民税から適用する。

(県民税に関する規定の適用)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、且つ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新条例の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の県民税について適用する。

4 昭和三十三年度分及び昭和三十三年度分の個人の県民税に限り、新条例第三十條第一項中「百分の八」とあるのは、昭和三十三年度にあつては「百分の六」と、昭和三十三年度にあつては「百分の七、五」と読み替えるものとする。

(事業税に関する規定の適用)

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、且つ、収益事業を行うものについては、新条例の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年

年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税について適用する。

6 新条例第五十八条第一号の規定は、昭和三十三年度分以後の事業税について適用し、昭和三十一年度分以前の事業税については、なお、従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

7 この条例の施行の際、特約業者若しくは元売業者以外の方が特約業者若しくは元売業者から、又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行った軽油について、この条例の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行うための貯蔵場又は取扱所(以下「貯蔵場等」という。)からの移出(当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行った軽油の特約業者又は元売業者以外の方が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。)を行つた場合においては、当該移出を新条例第四百十二条に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新条例の規定(第百

三十八条第二号及び第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千円とする。

8 この条例の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の方が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの条例の施行の日の特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新条例の規定(第百三十八条第三号の規定を除く。)を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千円とする。

9 前項の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この条例の施行の日から起算して十五日以内に知事の定める申告書を提出し、及びその申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

10 第八項の販売業者は、地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和三十三年政令第六十二号)附則第二項の規定による徴収猶予の申請をする場合においては、第四百四十九条の規定に準じて申請書を昭和三十一年四月三十日まで知事に提出しなければならない。

(この条例による改正前の条例に基づいて課し、又は課すべきであつた県税の取扱)

11 この条例による改正前の条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税については、なお、従前の例による。

